

消費生活相談員（非常勤職員）の募集について

令和8(2026)年3月
一般社団法人北海道消費者協会

当協会では、消費生活相談員（非常勤職員）を募集しています。募集内容は下記のとおりですので、ご希望の方は、随時、応募書類をお送りください。

なお、詳細につきましては当協会総務・組織連携グループまでお問い合わせいただくか、ハローワーク求人情報をご覧ください。

記

- 1 職務内容 ・消費者からの苦情・相談に対しての必要な助言・斡旋とそれに伴うデータ入力
・消費者への消費生活に関わる啓発普及業務 など
- 2 募集人員 若干名
- 3 資格等 次のいずれかの資格を有する者
 - (1) 消費生活相談員資格【国家資格】
 - (2) 消費生活専門相談員【認定機関:独立行政法人国民生活センター】
 - (3) 消費生活アドバイザー【認定機関:一般財団法人日本産業協会】
 - (4) 消費生活コンサルタント【認定機関:一般財団法人日本消費者協会】必要な PC スキル ワード(文字入力程度)
学歴 不問
- 4 勤務場所 北海道立消費生活センター
(札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階)
※ JR 札幌駅、地下鉄札幌駅から徒歩10分程度
※ 北海道立消費生活センターは当協会が北海道から管理運営を受託
- 5 給与等 給与:月額 169,000 円 ~ (国家資格取得者は181,000円~)
賞与:なし
退職金:公益財団法人札幌市中小企業共済センター(さぽーとさっぽろ)の退職金共催に加入
- 6 待遇 当協会非常勤職員取扱要領による。

- ・勤務時間 9時～17時15分(休憩1時間) 週4日勤務
- ・休日 土曜日及び日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する日
年末年始(12月29日～1月3日)
月曜日から金曜日のうちあらかじめ定めた1日(週4日勤務)
(3か月毎変更)
- ・社会保険加入(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)
- ・有給休暇 10日(4月1日採用の場合)
- ・夏季休暇 5日(6月～10月) 冬季休暇 2日(1月～3月)
その他特別休暇あり
- ・通勤手当、時間外手当支給

7 雇用期間 採用の日から令和9年3月31日(更新可)
※ 5年経過後、無期雇用(60歳以上は1年更新)

8 応募書類 (1)履歴書(A4版、写真貼付)
(2)職務経歴書(経験した事務・業務を具体的に)(A4版・横書き)
(3)小論文 テーマ「消費生活相談員に望まれること」
(800字程度、A4版・横書き)
※ 応募書類は返戻しません。当協会の責任において適切に処理します。

9 選考方法 書類選考の上、後日、面接
(1)応募書類:随時受付
(2)面接日 :書類選考の上、連絡

10 問い合わせ等

一般社団法人北海道消費者協会 総務・組織連携グループ
〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階
Tel:011-221-4217
Fax:011-221-4219

※ 募集について、メールによる問い合わせ、応募書類の受付は行っていません。